

児童扶養手当・特別児童扶養手当 の額が変わりました

児童扶養手当は、父親と生計を同じくしていない子や、父親に一定の障害のある子を育てている方に支給しています。特別児童扶養手当は、精神または身体に一定の障害のある子を育てている方に支給しています。

これらの手当額は、物価の変動に応じて改定します。昨年度の消費者物価指数が下落したことに伴い、4月から次のとおり改定されました。

問い合わせ…こども家庭課児童福祉係・TEL内線2587

児童扶養手当

子どもの人数	月額（全部支給）	月額（一部支給）
1人	41,720円	41,710円～9,850円
2人	46,720円	子ども1人の支給額+5,000円
3人以上	1人につき3,000円を加算	

特別児童扶養手当（月額）

1級（重度）	50,750円
2級（中度）	33,800円

児童手当制度が改正されました

窓口受け付けは
9月29日(金)まで

四月から児童手当制度が改正され、支給対象が小学校六年生までに拡大されたほか、所得制限限度額が緩和されました。新たに児童手当を受けようとする児童の保護者の皆さんは、申請が必要です。なお、昨年および一昨年の所得から各種控除を行ったあとの金額が制限額以上の場合、児童手当は支給されません。

対象

小学校修了前（12歳到達後の最初の年度末）までの児童を養育している保護者

受付期間

制度改正に伴って新たに該当となる方への児童手当は、9月30日(土)（窓口受け付けは29日(金)）までの受け付け分に限り、四月分までさかのぼって支給されます（十月以降に申請した場合は、申請した翌月分からの支給となりますので、ご注意ください）

詳しくは個別にお送りしてある案内および申請書など（四月一日現在、川越市に住民登録があり、平成六年四月二日以降に出生した、市から児童手当を受給していない児童の保護者に通知）をご覧ください。なお、公務員の方は勤務先にお尋ねください。案内および申請書などが届いていない場合は、こども家庭課までご連絡ください。

制度改正に伴う手続き

のほか、支給要件に該当し、手続きをしていない方は、申請手続きをしてください。なお、すでに手当を受けている方は、六月中に現況届を提出してください（現況届は、六月上旬に発送の予定です）。

問い合わせ…こども家庭

課児童福祉係・TEL内線

2588

児童手当の所得制限額

扶養親族等の数	児童手当	特例給付
0人	468万円	540万円
1人	506万円	578万円
2人	544万円	616万円
3人	582万円	654万円
4人	620万円	692万円
5人以上の場合	1人につき38万円ずつ加算	

* 児童手当の所得限度額を超えていても、サラリーマンなど（厚生年金・私学共済などに加入している方）については、昨年（1月～5月分は一昨年）の所得が一定額未満（上表）の方に限って、「特例給付」が受けられます。

* 上記は、年間所得額です（源泉徴収の方は、給与所得控除後の金額が該当します）。また、所得には一定の控除があります。詳しくはお尋ねください。

新河岸川観光舟運試験運航

5月27日(土) (雨天の場合は28日(日))
午前10時40分～午後3時

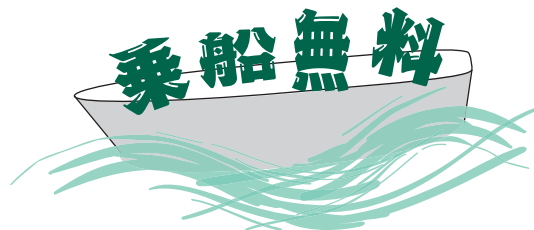
開催式典(濯紫公園)…午前10時40分～11時

試験運航(高沢橋から坂下橋・新河岸川)…午前11時～午後3時



江戸時代から昭和初期まで栄えた新河岸川舟運。観光舟運としての復活を目指して、試験運航を開催します。今回は、運航距離を昨年5月の試験運航時よりさらに上流へ延長し、高沢橋をくぐり抜けます。

問い合わせ…観光課観光推進担当・TEL内線2731



第18回川越市民号の参加者を募集します

会津西街道の宿場町「大内宿」を訪ねて

「川越市民号企画委員会」主催。ことし十月に導入される「川越ナンバー」の誕生を記念して、同じくご当地ナンバーが始まる会津若松市を訪れます。宿泊は芦ノ牧温泉です。集合・解散は川越駅西口で、全行程をバスで移動します。

日程：7月2日(日)～3日(月)

定員：先着百五十人程度(最少催行人数四十人)

経費：一万八千六百円(税込)
み。朝食一回・昼食二回・夕食一回付き)

申し込み：ハガキに参加者の住所・氏名(ふりがな)・年齢・電話番号を明記し、6月6日(火)(消印有効)までに、〒350-0062 元町一丁目三「川越市民号企画委員会」

*原則、一部屋四、五人利用のため、少人数の利用は追加料金が必要です。また、少人数の利用は、部屋数の都合でお断りする場合があります。

日程の詳細や代金の支払い方法など、詳しくは申し込み後に連絡します。

問い合わせ：観光課観光推進担当・TEL内線2731

事業主に定期健康診断受診料の一部を補助します

市では、定期健康診断を実施している事業主に、受診料の一部を補助しています。この定期健康診断は、労働安全衛生規則に定められ、すべての事業主に実施が義務付けられています。

対象となる事業主(次のすべてに該当)

- 市内の事業所で常時雇用従業員が三十人以下
- 今後も継続的に定期健康診断を実施する

●納期到来の市税を完納している

補助額：従業員一人当たり受診料の30パーセント(最高三千元)

*補助金は、年一回、通算三回まで受けられます。

問い合わせ：商工振興課労政係・TEL内線2724